

国立国会図書館

郵政のユニバーサルサービスと確保策

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 885 (2015. 12. 15.)

はじめに

I US の定義と現状

- 1 US の定義と意義
- 2 US 確保策の種類
- 3 日本における郵政の US
- 4 郵便サービス提供及び日本郵政グループ経営の現状

II 諸外国における郵便 US と確保策

- 1 米国
- 2 欧州

III US 確保策をめぐる論点

- 1 情報通信審議会答申に見る確保策
- 2 必需性をめぐる議論
- 3 US 確保策をめぐる論点

おわりに

- ユニバーサルサービス (US) は、国民生活に不可欠で、全国あまねく利用が可能であることが確保されるべきサービスであり、日本郵政及び日本郵便には、郵便・金融の分野で郵便局を通じて提供することが義務付けられている。
- 人口減少や情報環境の変化等により、郵便物が減少傾向にあることなどから、US の維持に係るコストが課題となっており、政府は税の減免措置などの検討を行っている。
- 諸外国では US の確保策として、基金制度や入札制度が法定されているほか、サービス水準を下げるものが検討されている国もある。US が確保されるべき範囲やその確保策をめぐり更なる検討が望まれる。

国立国会図書館

調査及び立法考査局国土交通課

こうたり ゆうたろう
(神足 祐太郎)

第 885 号

はじめに

平成 24 年に改正された「郵政民営化法」（平成 17 年法律第 97 号）では、政府の保有する日本郵政株式会社¹の株式の割合は3分の1を残してできる限り早期に減ずるものとされ、日本郵政の保有する金融子会社 2 社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式は早期に処分することを目指すものとされている。日本郵政及び金融子会社 2 社は、平成 27 年 11 月 4 日に東京証券取引所市場第一部に上場した。

一方で、郵政民営化法等に定められた郵便、金融の全国的な提供（ユニバーサルサービス。以下「US」という）の義務を日本郵政だけに負わせることが適当なのか、あるいは上場後もこれを継続することが可能なのか、といった議論がある。また、US の維持を理由の 1 つとして規制されている信書便市場の開放についても議論が行われてきた。

総務大臣から、情報通信審議会に対し、「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」についての諮問が行われ、平成 27 年 9 月 28 日に答申（以下「情報通信審議会答申」という）²が提出された。本稿では、日本における郵便の US の現状について概観したうえで、諸外国の制度の概要を紹介し、関連の論点を整理する。

I US の定義と現状

1 US の定義と意義

US とは、「国民生活に不可欠なサービス」（不可欠性）であって、「誰でもが利用可能な料金など適切な条件」（負担可能性）で、「全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス」（利用可能性）³と説明される⁴。

菅谷実慶應義塾大学教授（当時）は、US の対象の要件として、①サービスの必需性、②市場の失敗、の 2 点を挙げる⁵。

1 点目のサービスの必需性については、ナショナル・ミニマムとして政府が安定的供給

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 27（2015）年 12 月 7 日である。

¹ 旧日本郵政公社で行っていた郵政事業は、郵政民営化法等に基づき、持株会社である日本郵政、郵便の業務を行う郵便事業株式会社、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行う郵便局株式会社、銀行業を行う株式会社ゆうちょ銀行、生命保険業を行う株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という）に 5 分社化された。その後、平成 24 年の郵政民営化法等改正により、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が合併し日本郵便株式会社となり、持株会社である日本郵政が、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の 3 社の株式を保有する 4 社体制となっている。

² 情報通信審議会「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」平成 25 年 10 月 1 日付諮問第 1218 号答申 2015.9.28. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000378427.pdf>

³ 金森久雄ほか編『有斐閣経済辞典 第 5 版』有斐閣, 2013, p.1252.

⁴ 全国のどの地域に住んでいても（地理的）、全ての利用者が差別されることなく（社会的）、所得のいかんにかかわらず誰もが利用可能な料金で（経済的）、一定の品質を持った（技術的）サービスを受けられること、という 4 つの概念から説明されることもある。（「ユニバーサルサービスの定義」JPU 総合研究所『公益産業におけるユニバーサルサービスの実情—今後求められる郵政事業の公的使命とは—』2006, p.7.）

⁵ 菅谷実ほか「郵政事業とユニバーサルサービス」全通総合研究所編『変革期の郵政事業—課題と展望—』日本評論社, 2000, pp.6-7.

を保障すべき必需サービス⁶としての性質であり、特に郵便については表現の自由を保障する基本的な通信手段であること⁷等からその必需性が議論されてきた⁸。

2点目の市場の失敗の観点からは、USは「自然独占という市場の失敗に対して、参入規制を設け独占事業者を制度上認めることで、重複投資等、非効率な資源配分を回避したうえで、当該独占事業者に対して、全国規模で一定水準のサービス提供を義務付ける措置」として整理される⁹。

2 US 確保策の種類

USを確保する方策としては、現在の日本の郵便に見られるように、クリームスキミング¹⁰的な新規参入を参入条件の規定により阻止することで、既存事業者の内部補助¹¹の温存を図る方策¹²のほか、諸外国又は電気通信事業等において見られる確保策として、US基金、国による補助金、税の減免等が挙げられる¹³（表1参照）。

表1 US 確保策の種類

			原資	
			事業者	税等
外部資金による確保策	補助の対象	事業者	【US基金】 参入事業者が資金を拠出し、USコスト分を負担する。 【アクセスチャージ方式】 参入事業者がネットワークに接続する際にUSコストを上乗せする。	【国による補助金】 【税の減免】 付加価値税の減免等
		利用者	【バウチャー】 補助対象となる住民に提供純コストに見合うクーポン券を支給。	
内部補助を前提とした確保策			【リザーブドエリアの設定】 リザーブドエリア（特定の事業者が独占を認められる範囲）を設定し、その領域の収益によってUSを維持する。 【クリームスキミング的参入を阻止する基準の設定】	

（注）郵便事業に対して適用例がないものも含む。

（出典）森由美子「電気通信業におけるユニバーサルサービス政策」JPU 総合研究所『公益産業におけるユニバーサルサービスの実情—今後求められる郵政事業の公的使命とは—』2006, p.31 ほかに基づき筆者作成。

⁶ 実積寿也「ユニバーサル「通信」サービスの確保—郵便制度への含意—」『経済学研究』73(4), 2006.12, p.24.

⁷ 第154回国会衆議院総務委員会議録第24号 平成14年6月25日 p.13. (片山虎之助総務大臣の答弁等)

⁸ そのほか、幸福追求権を定めた憲法第13条、通信の秘密を定めた同第21条第2項等からそのUSの必要性、通信をする権利を根拠付ける議論がある。(海野敦史『「通信の秘密不可侵」の法理—ネットワーク社会における法解釈と実践—』勁草書房, 2015, pp.227-251; 鈴木実『郵便事業法』ぎょうせい, 1992, pp.312-326.)

⁹ 藤井英彦「【OPINION】郵政改革の推進に向けて—焦点はユニバーサル・サービスの見直し—」2004.11.1. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=14233>> 自然独占は、技術的・経済的事情によって自然に発生する独占のことである。

¹⁰ クリームスキミングとは、収益性の高い部分にサービスを集中し、それ以外を切り捨てること。民間事業者による自由な参入を許した場合、例えば、大都市部のみへの参入等が行われる可能性があり、USの維持に対し影響があると考えられる。類語としてチェリーピッキングがある。

¹¹ 収益の上がらない地域・事業等のコストを、その他の地域・事業等の利益によって賄うこと。例えば、高コストとなる人口密度の低い地域でのコストを、人口密度の高い地域の収益で賄う等。

¹² 実積 前掲注(6)

¹³ 井手秀樹「ユニバーサルサービス確保と競争政策のあり方」『三田商学研究』53(4), 2010.10, pp.6-10.

3 日本における郵政の US

日本の郵政事業においては、郵政民営化法において、日本郵政及び日本郵便に対し、「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務」が、①利用者本位の簡便な方法により、②郵便局で一体的に、③あまねく全国において公平に、利用できることが確保されるように郵便局ネットワークを維持するものとする（第7条の2）として、US が義務付けられている¹⁴。

また、US として具体的に提供される郵便役務の基準については、「郵便法」（昭和22年法律第165号）及び同施行規則に規定がある。情報通信審議会資料にならい US の範囲・水準を、対象サービス、引受け、料金、配達の見点から整理すると以下のとおりである。

対象サービスは、大きく分けて、内国郵便、国際郵便、特殊取扱（書留等）である。このうち内国郵便は、第1種郵便物（書状等）、第2種郵便物（郵便葉書）、第3種郵便物（定期刊行物）、第4種郵便物（点字郵便物、通信教育用郵便物等）に分類され、いずれも大きさは最大で長さ 60cm かつ長さ幅と厚さの和が 90cm である¹⁵。なお、「郵便」については法令上定義されておらず、一般に「信書の送達並びに信書の送達を取り扱う機関による信書以外のものの送達並びにこれに付随する業務」と解されている¹⁶。一方で、信書は郵便法第4条第2項で「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義され、日本郵便の独占事業として定められている（第4条）¹⁷。

また、引受けについては、ポスト及び郵便局の設置に関する規定がある。ポストについては、「日本郵政公社法」（平成14年法律第97号）施行時の数（約18万本）が維持されること、各市町村等にまんべんなく設置されること等が、郵便局については各市町村等に最低1の局が設置されること、過疎地においてはその数を減ずることのないこと等が規定されている。

その他、料金については全国均一でなるべく安い料金が、配達については、週6日、原則1日1回の配達等が定められている。また、金融業務については、「利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るもの」とされており、通常貯金、普通終身保険等が総務省告示¹⁸によって定められている。

なお、国際郵便の US については、万国郵便条約において、「全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な

¹⁴ このほか、「日本郵政株式会社法」（平成17年法律第98号）第5条では、日本郵便に US を提供させる責務が、「日本郵便株式会社法」（平成17年法律第100号）第5条では、同社がこれを提供する責務がそれぞれ規定されている。金融に関する US は平成24年の郵政民営化法改正によって義務付けられた。以下、日本郵政及び日本郵便に課せられる US の内容については、「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」（情報通信審議会郵政政策部会（第10回）資料10-2-1）2015.2.6. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000339949.pdf> によった。

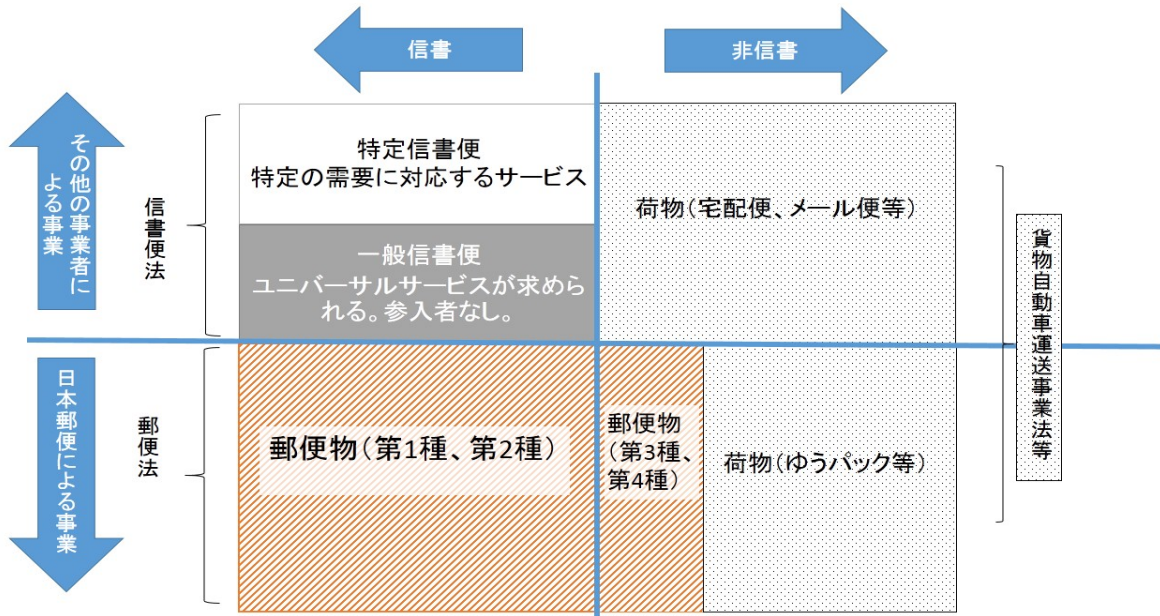
¹⁵ 重量は第1種郵便物が4kg以下、第3種、第4種郵便物は1kg以下である（ただし、点字郵便物等は3kg以下）。ほかに、最小基準がある。

¹⁶ 新井孝雄「法令解説 郵便事業への民間参入が可能に」『時の法令』1685号、2003.3.15, pp.6-28.

¹⁷ また、郵便法第76条は事業の独占を乱す罪について「第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」と罰則を設けている。

¹⁸ 「日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものを定める件」（平成24年総務省告示第292号）<http://www.soumu.go.jp/main_content/000175629.pdf>

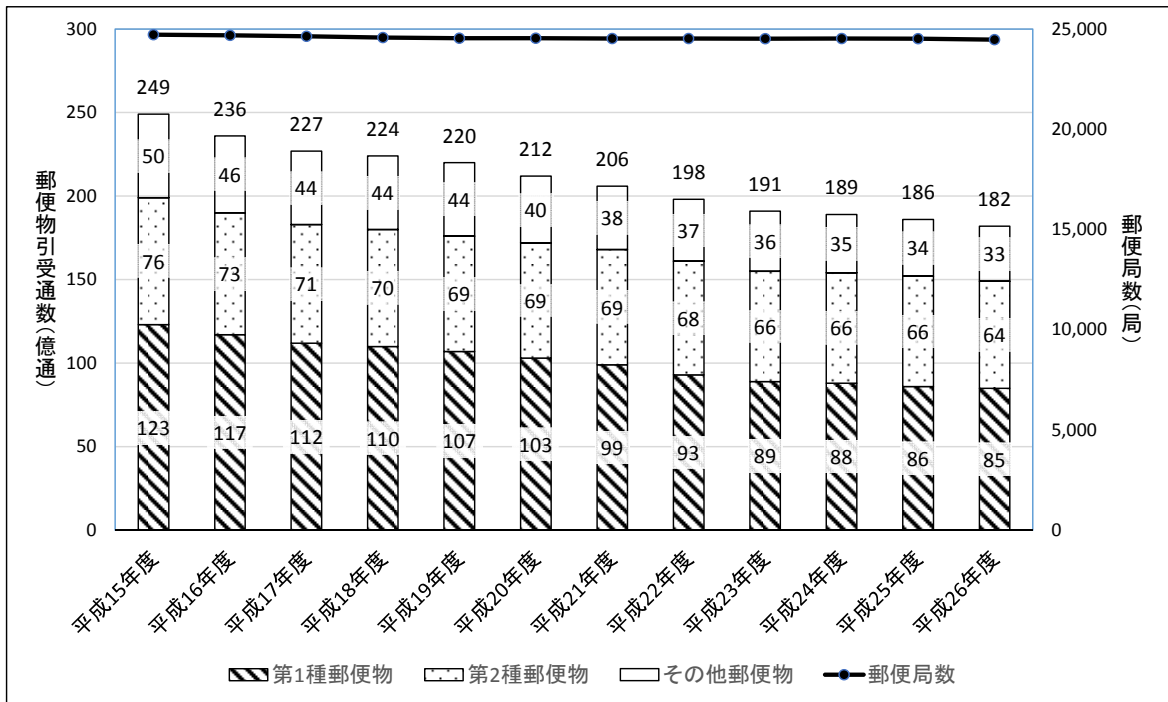
図1 郵便のUS対象と関係法令



(注) 斜線部分がUSを求められる範囲。このほか日本郵政及び日本郵便には金融のUSとして「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務」の提供義務が課せられている。

(出典) 総務省情報流通行政局郵政行政部「信書便事業について」(規制改革会議第3回創業等ワーキング・グループ資料) 2013.4. 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg/sogyo/130419/item2-1.pdf>> 等に基づき筆者作成。

図2 郵便物引受通数及び郵便局数の推移



(注) 郵便局数は各年度末の数字。その他郵便物には、第3種、第4種郵便物のほか選挙郵便等も含まれる。

(出典) 『日本郵政グループ ディスクローチャー誌』各年版等に基づき筆者作成。

価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する」こと等が定められており、国際的な基準となっている¹⁹。

4 郵便サービス提供及び日本郵政グループ経営の現状

図1に示したとおり、日本郵政及び日本郵便には、郵便及び金融の分野でUS義務が課される一方で、現在では、信書の送達については独占範囲はなくなっている。以下では、郵便サービス及び郵便局の配置（図2参照）を中心とした日本郵政グループの現状と信書の送達に関わる事業における日本郵政以外の事業者の現状についてまとめる。

（1）郵政グループにおける事業の現状

郵便局数は、民営化後は大きく変動しておらず、24,000局を超える水準となっている。万国郵便連合（Universal Postal Union: UPU）の統計では、日本の常設局1局あたりがカバーする平均面積は、15.42km²であり、この値は、G8諸国の中では最も小さいものとなっている²⁰。

郵便物数は、情報化の進展もあって、平成13年度の約263億通をピーク²¹として減少を続けており、平成26年度には約182億通となっている（図2参照）。平成26年度3月期の日本郵便単体の営業利益は約107億円と黒字であったが、営業収益から金融窓口代理業務に係る手数料約9628億円を除くと赤字となる²²。一方でゆうちょ銀行の経費率は同業他社と比して高く、上場後には、コスト削減が求められるとの指摘があり²³、今後、金融窓口手数料に期待し続けることは難しい面もある。

（2）信書便事業の現状

信書の送達は主として、①USの要請、②通信の秘密の確保、③全国一体的なネットワークの構築の3つの理由²⁴から、従前、国の独占事業とされ、郵政民営化後も原則として日本郵便の独占事業となっている。しかし、平成15年、日本郵政公社法²⁵とともに「民間

¹⁹ 「万国郵便連合一般規則（二千十二年，ドーハ大会議において改正され，及び採択されたもの）及び万国郵便条約（略称：万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約）」2013.10.15. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000009.html>

²⁰ “Global or regional estimates.” UPU Website <http://pls.upu.int/pls/ap/ssp_report.main?p_language=AN&p_choice=BROWSE> で、Average area covered by a permanent office(km²)を項目として比較。

²¹ 総務省郵政行政部「日本郵政グループの経営課題等について」（郵政民営化委員会（第78回）資料）2012.7.11. 郵政民営化委員会ウェブサイト <<http://www.yuseimineika.go.jp/iinkai/dai78/siryous3.pdf>>

²² 『日本郵政グループ ディスクロージャー誌』2015, p.160. ただし、役務ごとの収支を見ると、総務省情報通信審議会郵政政策部会におけるユニバーサルサービスコストの試算においては、郵便役務に関して収入が1兆2457億円、経費が1兆2271億円（186億円の黒字）であり、金融窓口業務の収支についても、銀行窓口が456億円、保険窓口が100億円の黒字と試算している。（「郵政事業のユニバーサルサービスコスト及び将来試算について」（情報通信審議会郵政政策部会（第13回）資料13-1）2015.5.15. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000358378.pdf>）

²³ 「親子3社上場 内部取引どう説明」『日経ヴェリタス』2015.6.28, p.2.

²⁴ 実積 前掲注(6), p.199の整理による。信書便法の審議過程においても、一般信書便事業者について「通信の秘密の保護の確保」や「ユニバーサルサービスの確保の観点」から、厳しい条件を付けているとされており、規制を必要とする根拠となっている。（第154回国会衆議院総務委員会議録第25号 平成14年6月27日 p.3（佐田玄一郎総務副大臣の答弁）

²⁵ 平成19年10月1日、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）の施行に伴い廃止された。

事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という)が施行され、民間事業者の信書送達への参入が可能となった。一方で、USの維持に対し影響があると考えられるクリームスキミング的参入とも関連して、その参入基準等をめぐる議論が行われてきた。

平成15年の制度導入以来、信書便事業への参入事業者は増加しており、引受通数も増加している(平成15年度末に41事業者、約15万通であったが、平成25年度末には412事業者、約1192万通となった²⁶)。

一方、一般信書便事業²⁷は参入への障壁が大きく、参入事業者は全て特定の需要に応えるサービスを限定的に提供する特定信書便事業²⁸への参入であり、信書便の引受通数についても日本郵便の郵便物引受通数から見れば、規模は大きくないことも指摘される²⁹。

平成27年の第189回国会(常会)で、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第38号)が可決・成立し、特定信書便の基準の緩和³⁰等が行われた。しかし、信書の送達に係る規制についてはなお課題が残るとする論調があり³¹、民間事業者からは、①一般信書便事業への参入の基準の高さ、②信書・非信書の区別の難しさ³²、③利用者側にも罰則を課すことの是非³³、等について問題提起が見られる。

II 諸外国における郵便USと確保策

諸外国の郵便US及びその確保策について米国及び欧州(英国、ドイツ)の例を紹介する。制度の比較については本稿末尾の表2も参照されたい。

²⁶ 総務省情報流通行政局郵政行政部『信書便年報 2014』2014, pp.14, 17.

²⁷ 軽量・小型の信書便物(長さ40cm/幅30cm/厚さ3cm以下で重量250g以下)を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスを提供すること等を条件に全ての信書の取扱いが可能となる事業。総務大臣の許可の基準については信書便法第9条及び「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則」(平成15年総務省令第27号)第8条から第10条に規定があり、参入の基準の高さとして象徴的に取り上げられるものにポスト約10万本の設置を要するということが挙げられる。

²⁸ 具体的には、①大きい重い信書便物を送達する1号役務、②差し出された時から3時間以内に信書便物を送達する2号役務、③付加価値の高い(料金の額が1,000円以上)サービスである3号役務の3つに分類される。

²⁹ 難波修一「信書の認識誤ると罰則」『日経産業新聞』2014.5.9.

³⁰ 1号役務における大きさの基準が90cmから73cmに、3号役務における料金基準が1,000円から800円にそれぞれ緩和された。(未施行)

³¹ 「いい競争で、いいサービスを」ヤマト運輸ウェブサイト <<http://www.kuronekoyamato.co.jp/ad/20151112/>>; 「社説 ヤマトのメール便廃止が問う岩盤規制」『日本経済新聞』2015.1.28.

³² その対策として、内容面が基準となる「信書」を廃止し、諸外国で一般的とされる外形基準(重さや大きさを基準とする)の導入が提言されることがある。(「主力の「クロネコメール便」を廃止 ヤマト運輸が一石を投じた「信書」問題の行方」『財界』63(5), 2015.2.24, pp.64-65; 西村豪太「ヤマト運輸が「信書」問題で方針大転換―フジテレビバラエティでの“違法行為”も論点に―」『東洋経済オンライン』2013.12.13. <<http://toyokeizai.net/articles/-/26357>>)

³³ ヤマト運輸のメール便サービスに関して警察から事情聴取又は書類送検が行われた事例が平成21年度から平成25年度までの5年間で8件あるという(この中で実際に罰則が科せられた事例は確認できない)。これを理由として、ヤマト運輸はメール便サービスを廃止した。なお、送り主に罰則が科せられた事例は過去に1件ある(昭和33年4月から昭和34年7月頃までの間、便利屋が会社間の信書を送達し、委託者(送り主)5社に罰金刑、受託者(送達事業者)4人に懲役等が科された)。(「クロネコメール便の廃止について」ヤマト運輸ウェブサイト <<http://www.kuronekoyamato.co.jp/mail-haishi/index.html>>; 「真相深層 ヤマトVS.郵政 第3ラウンド 30年論争、メール便廃止で再燃 ネット通販で新たな攻防」『日本経済新聞』2015.2.20; 情報通信審議会「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」平成25年10月1日付諮問第1218号> 中間答申」2014.3.12. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000279031.pdf>)

1 米国

米国では、郵便の US は、米国郵便事業庁 (United States Postal Service: USPS) によって担われている³⁴。USPS は、1970 年に成立した郵便事業組織再編法 (Postal Reorganization Act of 1970)³⁵によって設立された、政府から独立した行政機関である。

合衆国法典第 39 編は郵便サービスを規定しているが、US については詳細には規定がなく、USPS の提供するサービスが US の対象であると考えられる³⁶。合衆国法典のほか、毎年度の歳出予算の付則等で配達頻度 (1 週間に 6 日) 等の基準が規定されてきた。書状の送達及び郵便受箱の使用は独占領域とされており、書状の送達を業とした者、またこの者を用いて書状を送った者 (送り主) について、刑法典に罰金、自由刑の規定がある³⁷。基本料金の 6 倍以上の料金又は重量 12.5 オンス (約 350g) 以上の書状の送達等一部の範囲については、例外として民間に開放されている (39 U.S.C. 601(b)ほか)。

郵便規制委員会 (Postal Regulatory Commission: PRC) は、2008 年のレポートで、合衆国法典第 39 編第 101 条(a)を根拠として、US の性格を、地理的観点、対象の範囲、(サービスへの) アクセス、配送、価格、サービス品質及び利用者の権利の観点から整理している³⁸。

USPS は、国の機関ではあるものの、独立採算が基本である³⁹。近年若干改善が見られるが、2007 財政年度以降、赤字が続いており、経常状態は厳しく、借入残高 150 億ドル (年間純増 30 億ドル) まで可能とされている財務省からの借入れ⁴⁰も上限額に達している⁴¹。要因として、退職者医療給付基金の積立てに加え、郵便物の減少が指摘される⁴²。そのため、配達日の削減等サービス水準を下げることで、コストをカットすることを含む改善策がたびたび提案されている⁴³。

2 欧州

(1) EU の郵便政策

EU の郵便政策の目的は、郵便市場の開放と郵便サービスへのアクセス権としての US の保障であり⁴⁴、EU 郵便指令⁴⁵を通じてこれが実行されてきた。リザーブドエリアは、段階

³⁴ 運営の開始は 1971 年。(中里孝「米国の郵政改革」『レファレンス』749 号, 2013.6, p.24. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8223643_po_074902.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>)

³⁵ Postal Reorganization Act of 1970, Pub. L. 91-375, Aug. 12, 1970, 84 Stat. 719.

³⁶ 丸山昭治「郵便ユニバーサルサービス確保に向けた課題—米国における郵便市場の経験—」『公益事業研究』65(2), 2013.11, p.23.

³⁷ 無料で行われる送達等の例外がある。また、利用者側の罰則規定については、実務上、適用されていないという指摘がある。(ヤマト運輸「外形基準」の導入による信書規制の改革を 別紙) (情報通信審議会郵政政策部会 (第 4 回) 資料 4-1-3) 2013.12.12. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000264714.pdf>)

³⁸ Postal Regulatory Commission, *Report on Universal Postal Service and the Postal Monopoly*, 2008. <<http://www.prc.gov/docs/61/61628/USO%20Report.pdf>>

³⁹ 政策的に無料とされているサービス (視覚障害者用郵便、海外からの投票) に関連した補助金はある。(Daniel J. Richardson, “The U.S. Postal Service’s Financial Condition: A Primer,” *CRS Report for Congress*, R43162, 2014.9.22. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R43162.pdf>>)

⁴⁰ 39 U.S.C. 2005

⁴¹ Postal Regulatory Commission, *Financial Analysis of United States Postal Service Financial Results and 10-K Statement Fiscal Year 2014*, 2015.4.1. <<http://www.prc.gov/sites/default/files/reports/Financial%20Report%202014.pdf>>

⁴² Richardson, *op.cit.*(39)

⁴³ 中邑雅俊「米国の郵便改革を巡る最近の動向」2012.4.11. マルチメディア振興センターウェブサイト <http://www.fmmc.or.jp/pdf/report/report_washington_01.pdf>

⁴⁴ “EU postal legislation.” European Commission Website <<http://ec.europa.eu/growth/sectors/postal-services/legislation>>

的に縮小されており、2008年2月の郵便指令改正によって、2010年12月31日までに撤廃されることとなった。

EU郵便指令においては、郵便のUSについて、一定のサービスは、全ての利用者にとって利用可能な価格で、その地理的な場所にかかわらず提供されることの保証が必要であるとし、郵便物・郵便荷物の配送の基準（外形的基準、週最低5日の集配等）が規定されている。そのうえで、その確保については、事業者の強制的な排除又は特別の権利の付与若しくは維持によってはならないとされている。US提供の確保策としては、①欧州における公共調達に係る規制等⁴⁶に則ってこれを調達することのほか、USの提供が事業者に対して不当な負担を強いるものである場合には、②公的基金によって当該事業を補償する仕組み、③事業者又は利用者によってそのコストを賄う仕組みが認められている。

（2）英国

英国では、2011年郵便法（Postal Services Act 2011(c.5)）及び同法第30条の規定等に基づき英国通信庁（Office of Communications: Ofcom）が定める規則によって、郵便のUSが規定されている。2011年郵便法では、最低限のUSとして、書状及びその他の郵便物の収集・送達（書状にあっては月曜日から土曜日まで毎日最低1日1回の集配等）、統一的料金制度、書留郵便、保険付き郵便、無料での視覚障害者等へのサービス及び無料での立法への請願等が要求されている（第31条）⁴⁷。Ofcomは、1又は複数のUSの提供者を指定できるものとされており（第35条）、現在は民営化されたロイヤルメールが指定されている⁴⁸。リザーブドエリアは撤廃されており、免許制度はないが、Ofcomに対する事業者の申告義務を定めることができるものとされている。現在、USと関連する範囲で事業を行う事業者（四半期に250万通以上を取り扱う者）については、事業の開始又は拡張の3か月前にOfcomに対し申告することが求められている⁴⁹。

英国においてもUSに係るコストは基本的に内部補助によって賄われている⁵⁰。USの確保策としては、郵便サービスに対する付加価値税の免除措置があるほか、2011年郵便法上、

[/index_en.htm](#)>

⁴⁵ DIRECTIVE 97/67/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 December 1997 (OJ L 015, 21.1.1998, p.14.) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:01997L0067-20080227&from=EN>> (Directive 2002/39/EC, Regulation (EC) No.1882/2003 及び Directive 2008/6/EC による改正を経ている。) なお、欧州の郵政改革全般については、中里孝「欧州の郵政改革—英国、ドイツ、スウェーデン—」『レファレンス』748号、2013.5, pp.53-79. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206693_po_074803.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴⁶ “DIRECTIVE 2004/17/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 March 2004: coordinating the procurement procedures of entities operating in the water, energy, transport and postal services sectors,” *Official Journal of European Union*, L 134, 2004.4.30. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:134:0001:0113:en:PDF>>

⁴⁷ このほか、Ofcomの定める条件により、例えば、98%の利用者が、ポストに半マイル（約800m）以内で到達できるようにすること等の細則が定められている。“DUSP Condition 1 SERVICES, ACCESS POINTS, PERFORMANCE TARGETS, NOTIFICATION AND PUBLICATION AND CONTINGENCY PLANNING,” 2014.4.1. Ofcom Website <<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/post120713/dusp1.pdf>>

⁴⁸ “Securing universal postal service,” 2014.12.2. Ofcom Website <<http://stakeholders.ofcom.org.uk/post/securing-universal-postal-service/>> なお、郵便局会社であるポストオフィスは、従来ロイヤルメールの子会社であったが、2011年郵便法により別会社とされ、ロイヤルメールが上場した後も100%政府保有となっている。

⁴⁹ “CONSOLIDATED VERSION OF NOTIFICATION CONDITION 1 AS AT JULY 2013 (including annotations).” Ofcom Website <<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/post120713/un.pdf>>

⁵⁰ House of Commons Business, Innovation and Skills Committee, *Competition in the postal services sector and the Universal Service Obligation Ninth Report of Session 2014-15*, HC 769, 2015.3.4. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmselect/cmbis/769/769.pdf>>

競争事業者に対して「一般 US 条件 (General Universal Service Condition)」⁵¹を課すこと (第 42 条) や US 基金を設けること⁵²ができる旨規定されているが、いずれも手続に時間を要するため、その迅速化が必要であるとの指摘がある⁵³。

ほかに、郵便局ネットワークの維持・高度化等のためとして政府からポストオフィスに対して補助金が継続的に交付されており⁵⁴、2013 年 11 月には、2015 年から 2018 年までの 3 年間に 6 億 4000 万ポンドを郵便局の近代化のために補助すると発表した。なお、EU では原則的に国家補助 (State Aid) が禁止されているが、例外的にいくつかの条件のもとに公共的なサービスを提供する企業に対する補助を認めており、本件はこの条件を満たすものとされた⁵⁵。

(3) ドイツ

ドイツでは、具体的な US の範囲・基準は郵便法 (Postgesetz) のほか、郵便 US 令 (PUDLV)⁵⁶で示されている。対象は 2kg 以下の書状、20kg 以下の荷物、新聞・雑誌であり、書状については、書留、速達等の形式が含まれる。最低でも平日 1 日 1 回の配達等が義務付けられており、書状については、95%を投函 2 日後までに到着させなければならない。また、郵便局 (12,000 局以上)⁵⁷、ポストの設置、料金水準等についても規定がある。US は、民営化されたドイツポスト及びその他の事業者によって担われている⁵⁸。

リザーブドエリアは撤廃されているが、利益を目的として他者の 1,000g 以下の書状を届ける事業には免許が必要である⁵⁹。免許を受けずにこの事業を行った場合には、秩序罰としての 50 万ユーロ以下の過料の規定がある。

US が確保されていないと判断される場合には、郵便法に基づき、募集・入札が行われ

⁵¹ US の維持のために、指定された US 事業者以外の郵便事業者に対し、集配日数の増加、地域の拡大等を課すことができる。(ibid.)

⁵² Ofcom が第 44 条に基づき US に係るコストを算出した上、これが不公平な負担であると結論付けられる場合に、とりうる方法の一つとして、負担を埋め合わせるための、事業者又は利用者に対する負担金が定められている。その詳細については、Ofcom によって制定される規則によって定められるものとされている (第 46 条)。

⁵³ House of Commons Business, Innovation and Skills Committee, *op.cit.*(50) なお、現状では、一般ユニバーサル条件等は課されていない。

⁵⁴ ただし、郵便の US のための補助とは考えられていない。(「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」前掲注(14))

⁵⁵ プレスリリースでは、ポストオフィスが、郵便、基礎的金融サービスのほか、社会保障給付、パスポートや免許証の申請といった公共的サービスを提供していることに言及されている。“State aid: Commission endorses £640 million compensation for UK postal network from 2015 to 2018,” 2015.3.19. European Commission Website <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4635_en.htm>

⁵⁶ “Post-Universaldienstleistungsverordnung (PUDLV),” <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/pudlv/gesamt.pdf>>

⁵⁷ なお、郵便局については、1998 年当時には 5,000 局の直接運営が義務付けられていたが、2008 年の欧州における自由化を受けてその義務は廃止され、現在ではほぼ全てが委託局となっている。(中里 前掲注(45))

⁵⁸ 免許が必要とされる 1,000g 以下の書状の分野では、合計 85 億ユーロの収益のうち、75 億ユーロがドイツポストグループ、10 億ユーロがその他の事業者と推計されている (2012 年)。Bundesnetzagentur, *Annual Report 2013: Strong networks in focus. Spotlight on consumer protection*, Bonn, 2014, pp.108-109. <http://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Downloads/EN/BNetzA/PressSection/ReportsPublications/2014/2013AnnualReport.pdf?__blob=publicationFile&v=2>

⁵⁹ 郵便法第 5 条。なお、免許を必要としない 1,000g を超える書状等の郵便サービスを提供する者には、規制官庁 (連邦ネットワーク庁) に対し、事業の開始、変更及び終了を 1 月以内に申告する義務が課せられており、これを適正に行わなかった場合については、秩序罰としての過料 (1 万ユーロ以下) の規定がある (郵便法第 36 条、第 49 条)。“Anzeigepflicht.” Bundesnetzagentur Website <http://www.bundesnetzagentur.de/cln_1431/DE/Sachgebiete/Post/Unternehmen_Institutionen/Anzeigepflicht/anzeigepflicht-node.html>

ることになる。第 1 段階として、US を補償金なしに提供する事業者を公募する。期限内にこれに応じる事業者がない場合には、支配的事業者に対して、US の提供を義務付けることができる。これを義務付けられた事業者が、経済的不利益を被るために補償金を要求する場合には、競争入札を実施し、要求補償金額の最も低い事業者に委託されることになる。補償金は、年間 50 万ユーロ以上の売上げのある事業者から拠出される基金によってこれを賄う（郵便法第 13-16 条）。ただし、これまでに、入札となった例はなく、基金の実績もない⁶⁰。そのほか、個人顧客の書状等については、付加価値税の免除措置がある⁶¹。

Ⅲ US 確保策をめぐる論点

各国でそれぞれの US の確保策が導入されてきた。以下では、情報通信審議会において提示された US の確保策についてまとめたうえ、これまで挙げられてきた US の範囲及び確保策について、その必需性及び具体的な確保策の観点から論点を整理する。

1 情報通信審議会答申に見る確保策

情報通信審議会答申では、将来的な人口減少やインターネットの普及等、郵政事業をめぐる環境が変化することを踏まえ、日本郵政等による経営努力（郵便局ネットワークの有効活用等）とともに、国による短期的、中長期的な環境の整備が必要であるとしている。

短期的な方策としては、郵便局舎等に係る固定資産税等の特例措置、関連銀行・保険会社に係る窓口委託手数料に課せられる消費税の特例措置⁶²といった税制上の環境整備のほか、不在再配達削減に資する大型郵便受箱の普及のための規格整備等が挙げられている。また、中長期的には、US コスト算定手法（後述）の検証を踏まえ、郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定、政策的な低廉料金サービス（第 3 種、第 4 種郵便）のコスト負担の在り方、郵便局ネットワーク維持のための財政・税制措置が挙げられている。⁶³

2 必需性をめぐる議論

すでに見たとおり、社会の情報化等の影響もあって、郵便物引受通数は減少傾向にあり、国民の通信ニーズの変容等を踏まえると、郵便局ネットワーク等の、US の維持の在り方には精査の余地があるという見解がある⁶⁴。

⁶⁰ 「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」前掲注(14)

⁶¹ 同上

⁶² 金融の US を提供するために必然的に生じる手数料であり、これに係る消費税負担は窓口を一体で運用する他の金融機関にはない追加的な負担であることが理由として挙げられる。総務省からは継続的に税制改正要望事項として提出されている。

⁶³ 情報通信審議会 前掲注(2)

⁶⁴ 川本裕子「やさしい経済学 公共政策を考える 第 4 章 郵政民営化の意味 7 「全国一律」維持費が課題」『日本経済新聞』2015.8.19. 関連して、平成 26 年の総務省情報通信審議会答申等において、電気通信分野の US についても、現在固定電話が中心となっているが、将来的には携帯電話・ブロードバンドも含めて検討されるべきとの見解がある。（情報通信審議会「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―〈平成 26 年 2 月 3 日付け諮問第 21 号〉答申」2014.12.18. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf>）他方、インターネットの分野においては、なお、高齢者、低所得者の利用が少ないといった格差が指摘される。

また、平成 24 年の郵政民営化法改正によって盛り込まれた郵政を通じた金融の US については、諸外国では見られない形態であり、また、その他金融機関によっても提供可能であるため、郵便局網を通じた提供が不可欠とは言い難いとの指摘がある⁶⁵。また、今後の経営効率化及び企業価値向上に与える影響等について懸念が示されている⁶⁶。他方、全国 24 の町村では、郵便局以外に民間金融機関がないこと⁶⁷や、地方における金融機関の統廃合等もあって、郵便局に地域の拠点としての役割が期待されている側面も指摘できよう⁶⁸。

3 US 確保策をめぐる論点

日本を含む各国では、事業者の内部補助を前提に、いくつかの確保策を組み合わせている。内部補助は、直感的に理解しやすいこともあって、複数の領域で見られるが、批判的な見解も見られる。これを紹介したうえで、その他の確保策について論点を整理する。

(1) 内部補助の論点

内部補助は、利用者間での所得の移転と見ることもできるが、その適正さについて議論があり、また、競争を歪めるとも考えられる⁶⁹。今後、郵便物引受通数の減少が予測されることや、金融子会社 2 社について将来的に全株式の処分が目指されていることを踏まえれば、その持続可能性にも疑問が残ろう。

一方で、内部補助という方法がとられる理由として、例えば地域間において異なる水準の料金設定を行うことは社会的に許容されない可能性があり⁷⁰、また、仮に不採算地域の赤字を完全に外部補助によることになれば、効率性改善のインセンティブが失われかねない⁷¹という点がある。

(2) 外部的な補助による確保策と US コストの算定

本来、国民にとって本質的に必要なサービスであれば、政府の補助金によって賄われるべきであるとも考えることもできる。一方、郵政民営化の目的から考えればこれは不適切で

⁶⁵ E. リンカーン「経済教室 郵政上場後の課題 下 金融 2 社の先行きに暗雲」『日本経済新聞』2015.11.13; 鹿野嘉昭「経済教室 郵政上場への課題 上 収益力の向上が急務」『日本経済新聞』2015.7.27。ただし、フランスでは、郵政事業体であるラ・ポストの子会社バンク・ポスタルが金融に関連した US 提供義務を負っているとして言及されることがある。(「郵便貯金等リテール金融分野に係る各国諸制度の調査内容の現行化 フランス共和国」ゆうちょ財団ウェブサイト <http://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/detail/France.pdf>)

⁶⁶ 鹿野 同上等を参照。

⁶⁷ 立原繁「郵政事業におけるユニバーサルサービスコストをめぐる一考察 前編」『JP 総研 Research』30 号, 2015.6, pp.38-45; 「郵政民営化法第 108 条第 1 号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域」(平成 19 年金融庁総務省告示第 1 号) 平成 27 年 12 月 7 日時点で、同告示の最終改正は、平成 26 年 8 月 22 日である。

⁶⁸ 全国地域婦人団体連絡協議会「情報通信審議会郵政政策部会関係団体ヒアリング資料」(情報通信審議会郵政政策部会 (第 15 回) 資料 15-3) 2015.7.3. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000367231.pdf>

⁶⁹ 実積 前掲注(6) このほかの内部補助に関する批判的論点については、電気通信の US 等を扱った、清水直樹・梶善登「通信産業の競争と規制の在り方」『レファレンス』673 号, 2007.2, pp.125-154. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999772_po_067307.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> も参照。

⁷⁰ 寺田一薫「序：公正の概念とユニバーサルサービス」寺田一薫・中村彰宏『通信と交通のユニバーサルサービス』勁草書房, 2013, pp.6-7.

⁷¹ 例えば、乗合バスに関する補助について書かれた、山崎治「乗合バス路線維持のための方策—国の補助制度を中心とした課題—」『レファレンス』692 号, 2008.9, pp.41-60. <<http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?contentNo=1&itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F999647>> を参照。

あるという論者もいる⁷²。また、郵政民営化において国民の利益として挙げられたことの1つは「「見えない国民負担」の最小化」⁷³であり、税制面で過度の優遇を行うことは、これに反すると見ることもできるだろう。

US 基金制度等については、独占企業の内部で行われる補助を外部化したものであり、透明性を高めることができる一方で、適正な方式で US コストを算定しない場合には、事業体内に残る非効率性を温存する可能性がある⁷⁴。制度的には存在していても、稼働していない国も多い。基金が稼働しているイタリアでは、基金の規模は小さく、国からの補助金等による部分が大きいとも指摘され⁷⁵、また、事業者が補填を要求した US コストと国の算出したコストが食い違い、事業者の求めた基金からの補填が認められなかった例がある⁷⁶。

US コストについては、複数の算出方法があり、それぞれに長所や短所がある。入力される変数や手法によって、コストの値は異なるため、どのような主体がどのように算定するかについても検討が必要だろう。

(3) US 提供者の入札とネットワークへの接続

(1)、(2) で検討した補助のほか、高コスト地域で入札を行うことも可能性として検討される。入札を通じて、事業者がそのコストを検討することで、あいまいさが排除できるという利点がある⁷⁷。このように理論的には評価されるものの、落札事業者がコストを低く見積もりすぎていた場合の持続可能性や、落札事業者の収益構造がこれに対する既存事業者の戦略的行動によって左右されること等に関連してリスクがあることが指摘され⁷⁸、慎重な制度設計が要求される。また、その前提としては、新規参入事業者のネットワークの構築や既存事業者のネットワークへの接続の問題があろう。これは、日本で要求のあるポストの開放や郵便局ネットワークでの他社商品の販売等⁷⁹とも関連する。

大規模なネットワークを必要とする事業において、公正競争を確保するための施策の1つとして、ボトルネックとなる施設を有する事業者に対して接続の義務を課す接続制度が挙げられ、日本では電気通信事業について関連の規制が見られる⁸⁰。欧州では、郵便事業への参入事業者は、差出人からの収集又は最終受取人への配達等集配の一部のみを担当し、

⁷² 井手 前掲注(13)

⁷³ 「郵政民営化の基本方針」(平成 16 年 9 月 10 日閣議決定) <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/0910yusei.html>>

⁷⁴ 実積 前掲注(6), p.28.

⁷⁵ 井手 前掲注(13)

⁷⁶ 「【イタリア】通信規制庁 (AGCOM)、郵便競合会社に 2011～2012 年のユニバーサルサービス補償基金への拠出は求めず」『物流ワールドニュース』2014.8.28. マルチメディア振興センターウェブサイト <<http://www.fimc.or.jp/activities/distronews.html>>

⁷⁷ John C. Panzar, “Funding universal service obligation,” Michael A. Crew et al., eds., *Handbook of Worldwide Postal Reform*, Cheltenham: Edward Elgar, 2008, pp.106-107.

⁷⁸ Joan Calzada et al., “Universal Service Auctions in Liberalized Postal Markets,” *Swiss Economics, Working Paper 0014*, 2009.7. <http://www.researchgate.net/profile/Urs_Trinkner/publication/46448583_Universal_Service_Auctions_in_Liberalized_Postal_Markets/links/00b7d52779e5b86abe000000.pdf?inViewer=true&disableCoverPage=true&origin=publication_detail>; 郵便事業株式会社経営企画部門国際調査部「海外における郵便のユニバーサルサービスをめぐる議論と課題」『JP 総研 Research』6 号, 2009.6, p.49.

⁷⁹ 木川眞「Top に聞く! 郵政に堪忍袋の緒が切れた メール便廃止「怒りの真相」」『FACTA』10(3), 2015.3, pp. 32-33; 全国銀行協会「「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見について」2015.8.4. <<http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion270804.pdf>>

⁸⁰ 清水・梶 前掲注(69) 郵便事業における競争導入策としてのネットワーク接続 (開放) について扱った資料として、角田有衣子「郵便ネットワークの開放—競争とユニバーサルサービスの確保—」『JP 総研 Research』8 号, 2009.12, pp.44-51.

それ以外についてはロイヤルメール等支配的事業体のネットワークを用いるケースも多く見られる。しかし、郵便事業においては、ネットワーク構築に際し人件費が多くを占め、電気通信等と比して設備投資が大きくないため、接続制度については、参入事業者によるネットワーク構築が可能である等の観点から批判的な見解もあり、接続料金の設定等において課題も見られる⁸¹。

おわりに

郵便の US の確保は、各国で共通する政策目標であり、種々の方策が検討されているものの、明確な解決策が見出されているとは言い難い。コスト面での透明性を確保しつつ、必需的なサービスの範囲やどのような主体・方法で提供されるべきかを検討していくことが求められよう。

⁸¹ 丸山昭治「欧州主要国の郵便市場における接続をめぐる諸問題—自由化市場における接続制度と市場成果—」『公益事業研究』61(3), 2010.1, pp.31-39.

表2 各国郵政関係 US と確保策

	日本	米国	英国	ドイツ
根拠法令	郵便法、郵政民営化法等	合衆国法典第 39 編「郵便サービス」ほか	2011 年郵便法ほか	郵便法ほか
規制監督機関	総務省	郵便規制委員会 (Postal Regulatory Commission: PRC)	英国通信庁 (Office of Communications: Ofcom)	連邦ネットワーク庁 (Bundesnetzagentur)
提供主体	日本郵政、日本郵便	米国郵便事業庁 (United States Postal Service: USPS)	ロイヤルメール	ドイツポスト及びその他の事業者
対象	・郵便物(内国郵便、国際郵便、書留等) ・金融	USPS の提供するサービス(郵便。独占範囲に限られない)	書状、荷物	書状(2kg 以下)、荷物(20kg 以下)、新聞・雑誌、書留等
引受け(アクセス)	ポスト(公社化時の約 18 万本を維持)、郵便局の全国への設置(過疎地での削減の禁止)	連邦全土を通じて、必要な郵便サービスへのアクセスが求められ、損益が赤字という理由だけで郵便局を廃止してはならない	・98%の利用者が、ポストに半マイル(約 800m) 以内で到達できる ・95%が大きな郵便物又は書留郵便物等を取り扱える郵便局に 5 マイル(約 4km) 以内で到達できる等	・郵便局(12,000 以上。全ての郡において最低でも 80km ² に 1 つの設置) ・ポストの設置(1km 以内において到達可能)等
料金	全国均一でなるべく安い料金	公正かつ合理的な価格	統一的料金制度	一律の支払い可能な料金
配達	週 6 日 1 日 1 回、3 日以内の配達	週 6 日以上	週 6 日以上。US 対象の 93%について回収日から 1 日内の送達	平日 1 日 1 回以上。書状については、80%が翌日、95%が 2 日以内に送達
独占範囲	なし(信書便に関しては許可が必要。一般信書便には参入者なし)	・基本料金の 6 倍未満の料金かつ重量 12.5 オンス(約 350g) 未満 ・郵便受箱の独占	なし(四半期に 250 万通以上取り扱う事業者については事前の申告が必要)	なし(1,000g 以下の書状を扱う事業者については免許が必要)
確保策	・信書便分野への参入規制に関して考慮されており、また、一部税の減免措置を受けている	・借入残高 150 億ドル(年間純増 30 億ドル) までの借入れ	・一部郵便物の付加価値税の免除 ・(一般 US 義務) ・(US 基金)	・一部郵便物の付加価値税の免除 ・(入札制度) ・(US 基金)
備考	関連銀行・保険との間での窓口業務委託手数料に課せられる消費税の減免等の措置が検討されている	・経営状況が厳しく、サービス水準を下げることを含めた改善策が提言されている ・政策的低料金郵便物に関連した補助金あり	ポストオフィスに対し、ネットワーク高度化等のための補助金がある	

(注) 確保策において、括弧を付けたものについては、法令上制度があるものの運用の実績がない。

(出典) 各国の法令のほか、「郵政事業のユニバーサルサービスの現状について」(情報通信審議会郵政政策部会(第 10 回)資料 10-2-1) 2015.2.6. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000339949.pdf>; Postal Regulatory Commission, *Report on Universal Postal Service and the Postal Monopoly*, 2008. <<http://www.prc.gov/docs/61/61628/USO%20Report.pdf>> 等に基づき筆者作成。